

豊中市介護保険事業者等監査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱第3条第5項に規定する監査方法等を定めることを目的とする。

(対象及び実施方法)

第2条 監査の対象及び実施方法については、次のとおりとする。

(1) 対象

監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- ア 利用者に対して、虐待（適切な手続きを踏まない身体的拘束を含む。）を行ったと判断される場合又は疑われる場合
- イ 基準等の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ウ 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- エ 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- オ 介護保険施設等が、不正の手段により指定又は許可を受けたことを疑うに足りる理由があるとき
- カ 度重なる指導を行ったにもかかわらず、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善がみられないとき
- キ その他、介護保険施設等のうち、特に、監査の実施が必要と認められるとき

(2) 実施方法

- ア 監査の実施に際しては、実施の根拠規定、日時及び場所、監査担当者、監査対象介護保険施設等の出席者、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定を「監査実施通知」により、あらかじめ当該介護保険施設等に通知する。
ただし、緊急を要するもの等については、前記にかかわらず、監査開始時に通知するものとする。
- イ 監査の実施に当たって、当該介護保険施設等から事前に関係書類等の提出（以下「事前提出書類」という。）を求める必要がある場合は、「監査実施通知」において当該書類等の提出を求めることを付記するものとする。
- ウ アの規定にかかわらず、運営指導を実施している中で、第2条第1号アからオに規定する事項が行われたことを疑うに足りる事実を確認した場合には、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。
- エ 監査は、原則として2名以上の職員で行う。
- オ 監査担当者は、事前提出書類及び当該介護保険施設等が保有する関係書類等の審査を行うとともに、当該介護保険施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）に

対して質問を行う。また、必要と認められるときは介護給付等を受けた利用者等又は当該介護保険施設等の管理者等であった者に対する質問を行うものとする。

カ 監査の実施に当たって、必要があると認めるときは、関係書類の預かり又はその写しの提出を求めることができる。

キ カの場合であって、関係書類を預かるときは、監査担当者は「預かり書」を作成し、当該介護保険施設等に交付するものとする。

ク 監査終了後において、指定基準等について、当該介護保険施設等から報告又は説明を求める場合にあつては、日時を定めて、管理者等の出頭を求めることができる。

ケ 監査において、管理者等、管理者等であった者又は利用者等から聴取した事項について、必要があると認めるときは「確認調書」を作成するとともに、聴取した相手方の署名を得るものとする。

コ 監査終了後、監査担当者は「監査調書」を作成し、市長に報告するものとする。

(監査結果の通知等)

第3条 監査の結果、次条に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該介護保険施設等に対して、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項で文書により通知した事項については、市長が定める日までに、当該介護保険施設等から文書の提出により改善状況の報告をさせるものとする。

(監査後の行政上の措置)

第4条 監査の結果、指定基準等違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章及び第6章並びに平成18年旧法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」又は「許可の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

ア 介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等及び介護医療院開設者等を除く。以下（2）及び（3）について同じ。）に指定基準等の違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができる。

イ 勧告を受けた介護保険施設等は、市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、文書により報告を行うものとする。

ウ 勧告を受けた介護保険施設等が、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 介護保険施設等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、市長が定める期限内に、その勧告に係る措置をとるべきことを、文書により命令することができる。

イ アに係る命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ 命令を受けた介護保険施設等は、市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

ア 指定等の基準の違反等の内容が、法第 77 条第 1 項各号、第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 92 条第 1 項各号第 115 条の 9 第 1 項各号、第 115 条の 19 各号、第 115 条の 29 各号及び第 115 条の 45 の 9 各号並びに平成 18 年旧法第 114 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

イ アに係る指定の取消等をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(4) 設備の使用制限等

ア 法第 101 条又は法第 114 条の 3 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期間を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

イ アによる措置を受けた当該施設の開設者は、市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、文書により報告を行うものとする。

(5) 変更命令

ア 法第 102 条又は法第 114 条の 4 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

イ アによる措置を受けた当該施設の開設者は、市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、文書により報告を行うものとする。

(6) 業務運営の勧告、命令等

ア 法第 103 条又は法第 114 条の 5 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ 勧告を受けた当該施設の開設者が、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 勧告を受けた当該施設の開設者は、市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、文書により報告を行うものとする

エ 介護老人保健施設又は介護医療院の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

オ エに係る命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

カ 命令を受けた当該施設の開設者は、市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、文書により報告を行うものとする。

(7) 許可の取消等

ア 法第 104 条又は法第 114 条の 6 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 104 条第 1 項各号、法第 114 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

イ アに係る許可の取消等をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(聴聞、弁明の機会の付与)

第 5 条 前条第 2 号から第 7 号までに規定する命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当する介護保険施設等に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

2 取消処分等を行ったときは、当該介護保険施設等に対し、措置の種類、根拠法令、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について、文書により通知を行う。

(監査後の経済上の措置)

第 6 条 監査の結果、介護給付等対象サービス等の内容又は介護報酬等の請求に関し不正若しくは不当な事項が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、当該不正又は不当事項に係る、全利用者分の介護給付費明細書等関係書類を対象に、返還金を確定し、文書により返還の指示を行う。

2 介護保険施設等（指定事業者等を除く。）に対する取消処分等を行った場合には、当該介護保険施設等に対し、原則として、法第 22 条第 3 項及び平成 18 年旧法第 22 条第 3 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額（以下「加算額」という。）を該当する保険者に支払うよう指示する。

3 返還金額（加算額を含む。）が確定したときは、当該介護保険施設等に対し、「返還同意書」のほか、必要な書類を提出させるものとする。

4 第 1 項により返還金の確定に伴い、利用者に対する自己負担額に過払いが生じている場合には、当該介護保険施設等に対して、当該自己負担額を返還するよう指示する。

(関係行政機関等との連携)

第 7 条 監査の実施に際しては、関係行政機関等と連携を図り実施するものとし、必要に応じて情報交換等を行うものとする。

2 監査の結果並びに第 3 条、第 4 条及び第 6 条の規定に係る内容において、必要がある場合は、その内容等について、関係行政機関等に情報提供又は通知ができるものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から実施する。